

2017年9月8日

## 「東京都子どもを受動喫煙から守る条例（案）の概要」についてのJT意見

日本たばこ産業株式会社

今般、公表されました「東京都子どもを受動喫煙から守る条例（案）の概要」（以下、「条例案」といいます。）について、当社の意見は以下のとおりです。

### ① 趣旨及び目的（第1条関係）について

条例案では、「子どもを受動喫煙による健康への悪影響から保護するための措置を講ずることにより、「子どもの心身の健やかな成長」及び「都民の健康で快適な生活の維持を図る」ことが目的とされています。

当社といたしましても、心身の発達過程にあり、加えて場所を移動するなど自ら環境を選択することや自分で意思表示をすることが困難な乳幼児及び子どもの周辺では喫煙すべきではないと考えており、子どもを受動喫煙から守る取組みの趣旨及び目的に賛同するところです。

### ② 定義（第2条関係）について

#### 【喫煙の定義】

喫煙の定義として、条例案には「たばこに火をつけ、又はこれを加熱し、その煙又は蒸気を発生させることをいう」と記述されています。しかしながら、当社は、受動喫煙の健康への影響について、たばこ葉を燃やすたばこ製品と加熱式たばこは異なるものと考えています。

例えば、当社製品プルーム・テックから発生するたばこベイパーには、紙巻たばこの煙に含まれる健康懸念物質はほとんど含まれません。また、プルーム・テックの使用は室内環境に影響を及ぼさないため、周囲の方々への健康に対して、実質的に影響を与えるものではない※と考えます。

このように、加熱式たばこについては、紙巻たばこと同様に議論されるべきではなく、加熱式たばこの健康影響に関する科学的エビデンスに基づいて規制が検討されるべきです。

よって、喫煙の定義から「又はこれを加熱し、」及び「又は蒸気」との記載は削除されるべきと考えます。同様に受動喫煙の定義から「又は蒸気」との記載も削除されるべきです。

なお、厚生労働省の健康増進法改正案（基本的な考え方の案）では「健康影響が明らかでないものを、政令で、規制対象から除外可能な形とする」と記載されております。

※有害物質の曝露量から予測される健康リスクが十分低い場合には実質的に安全であり、社会的に容認されうるという考え方にに基づき、「実質的に影響を与えるものではない」と表記しています

#### 【受動喫煙の定義】

受動喫煙の定義として、条例案には「他人のたばこの煙又は蒸気（肉眼で見える煙又は

蒸気に限らず、残留するたばこの臭気その他の排出物を含む。)を吸わされることをいう」と記述されておりますが、残留しているたばこ煙成分に関する研究は総じて少なく、また人への健康影響に関する疫学及び医学的な研究も存在しないものと承知しています。

よって、受動喫煙の定義から「残留するたばこの臭気その他の排出物」との記載は削除されるべきと考えます。

#### 【子どもの定義】

条例案では、児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する児童（18歳未満）を対象としていますが、条例案の趣旨は、自らの意思で受動喫煙を避けることが困難である子どもを守ることであることから、特定の年齢により一律に線を引くことは適当ではないと考えます。

#### ③ 第6条関係から第11条関係について

条例案の趣旨は、大人が自らを律し、いかなる場所においても子どもを受動喫煙から守るべきというものであると考えます。よって、第6・7・8・9・10・11条のように、場所ごとの措置といった考え方を当然の前提として議論するのは適当ではありません。

加えて、第6・8条については、家庭等の私的空間が規制の対象とされております。私的空間に対する法的規制については慎重な議論がなされるべきであり、他の「より制限的でない手段」によっては目的が達成できない等の合理的な理由が必要です。

よって、場所ごとの措置を前提とするのではなく、まずは保護者をはじめとした大人が自らを律し、いかなる場所においても子どもを受動喫煙から守るべきであるとの普及啓発を推進すべきです。

#### ④ 第12条関係について

条例案では、「受動喫煙の有害性、禁煙の効果及び禁煙治療に関する知識の普及啓発を講ずるものとする」とありますが、「禁煙の効果及び禁煙治療に関する知識の普及啓発」は、子どもの受動喫煙を防止するという本条例の目的には合致しないと考えます。

#### ⑤ 東京都へのご協力について

当社は、子どもを受動喫煙から守るための取組みを推進しており、その活動を今後も継続してまいります。当社といたしましても、条例案の趣旨及び目的について賛同することから、普及啓発等の施策について東京都に積極的な協力を行ってまいりたいと考えております。

以上